

平成 30 年度
国立大学法人高知大学年度計画

高 知 大 学

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

【年度計画の記載について】

目標を達成するための措置の各項目について、上段に中期計画をゴシック体で記載し、下段に年度計画を明朝体で記載している。

(凡例)

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

中期
計画

(学士課程)

- ①-1 地域の課題等に対して興味・関心を持たせるため、全学の開設科目のうち 10%以上を「地域志向科目」として配置するとともに、地域社会に働きかけその解決策等を提案できる人材を育成するため、地域のニーズに対応したワークショップ等を年間 30 回以上実施することを通じて「地域協働」による教育を全学的に展開する。【1】

年度
計画

地域（高知県）を題材とした地域関連科目を実施することによる授業効果として、学生の地域に対する意識・理解度を検証し、平成 31 年度の授業に反映させる。
また、リエゾンオフィスが地域と大学を繋ぎ、各地域のニーズに対応したワークショップ等を企画し、課外においても学生の地域に対する意識・理解を深める活動を継続する。

I	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
1	教育に関する目標を達成するための措置	1
	(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	1
	(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	2
	(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置	3
	(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置	4
2	研究に関する目標を達成するための措置	4
	(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	4
	(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	6
3	社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置	7
4	その他の目標を達成するための措置	8
	(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置	8
	(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置	9
	(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置	10
II	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	11
1	組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	11
2	教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	11
3	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	12
III	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	12
1	外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	12
2	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	13
3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	13
IV	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	13
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	13
2	情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	14
V	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	14
1	施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	14
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	14
3	法令遵守に関する目標を達成するための措置	15
VI	予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画	15
VII	短期借入金の限度額	15
VIII	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	16
IX	剰余金の使途	16
X	その他	16
1	施設・設備に関する計画	16
2	人事に関する計画	16

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(学士課程)

- ①-1 地域の課題等に対して興味・関心を持たせるため、全学の開設科目のうち 10% 以上を「地域志向科目」として配置するとともに、地域社会に働きかけその解決策等を提案できる人材を育成するため、地域のニーズに対応したワークショップ等を年間 30 回以上実施することを通じて「地域協働」による教育を全学的に展開する。【1】

地域（高知県）を題材とした地域関連科目を実施することによる授業効果として、学生の地域に対する意識・理解度を検証し、平成 31 年度の授業に反映させる。

また、リエゾンオフィスが地域と大学を繋ぎ、各地域のニーズに対応したワークショップ等を企画し、課外においても学生の地域に対する意識・理解を深める活動を継続する。

- ①-2 地域社会に働きかけその解決策等をグローバルな視点から提案できる人材を育成するため、全学部等の共通教育及び専門教育において国際的な視点を育てる科目を 10%以上配置する。【2】

国内外の地域社会に関する学生の知識・理解を深めるため、サービ斯拉ーニングプログラム等国際関連科目によるグローバルな視点での教育を実践する。

- ①-3 地域社会の発展に重要な役割を担う教員の養成機能を強化するため、学校現場で実践できるアクティブ・ラーニング型授業の活用手法や附属学校園での実践研究の成果を活用して、道德教育、特別支援教育、小学校英語などの高知県の教育課題に応じた教職カリキュラム改革を実施し、実践力のある教員を輩出する。その上で、第 3 期中期目標期間中に、高知県における卒業生の小学校教員採用占有率 35%、中学校教員採用占有率 40%を達成する。【3】

高知県の教育課題に対応した教職教育カリキュラムを継続して実施し、その有効性の検討を開始する。

また、高知県における本学卒業生の教員採用者数を増加させるため、就職まで視野に入れた低学年向け教職キャリア支援合宿等を実施するなど、教職キャリア形成プログラムを充実させる。

(大学院)

- ①-4 大学院組織の再編に併せて、平成 33 年度までに地域のイノベーション創出に貢献できる高度専門職業人の育成に資する教育プログラムを構築する。特に、教職に関わる高度専門職業人の育成については、教職大学院を設置し、実習・事例研究を核とした現職教員・学部新卒者の学び合いを通じ高知県の教育課題に取り組む教育課程を編成することにより、実践的な指導力・展開力を備え、学校や地域における指導的役割を果たし得る教員を輩出し、修了者の教員就職率 80%を達成する。併せて、修士課程教育学専攻において実践的なプログラムを強化、充実することにより修了者の教員就職率 70%を達成する。【4】

大学院組織の再編に向けて、引き続きカリキュラム編成等の具体的検討を行うとともに、地域のイノベーション創出に寄与できる高度な専門性を持った人材を育成する大学院教育プログラムを開発する。修了者の教員就職率の増加に向け、教職大学院を設置し、教職に関わる高度職業人の育成に向けた教育を開始するとともに、修士課程教育学専攻において高知県の諸課題に対応した実践的なプログラムを実施する。

- ①-5 高知県教育委員会との連携協力により実施している大学院生及び現職教員を対象とした「中核的理科教員（CST）養成プログラム」において、カリキュラムを授業拠点校等のニーズに対応したものととして充実させ、教員養成・研修機能を高めることにより高度な理科教育指導力と実践力を備え、地域教育の活性化に貢献できる人材を育成する。【5】

新たに設置した教職実践高度化専攻において、理科の教科指導・授業研究に係る理論と実践の科目を配置するとともに、高知県教育委員会との共同により、第3期 CST 養成・育成事業（平成30年度～33年度）を実施し、高知県の理科教育力向上に貢献する CST の養成及びその育成支援を行う。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 「地域協働」を核とした教育を実施し学生の能動的学修の促進を図り、その質を保証するため、学修の成果や到達度を客観的に評価するルーブリックを平成31年度までに開発し、全学的に実施する。また、能動的学修を支援するため、ラーニング・コモンズやメディア学習環境等の整備を行う。【6】（戦略性が高く意欲的な計画）

- 1) 学生の能動的学修を促す学外学修プログラムのモデルとして、地域との連携実施による「プロジェクト実践入門」を開講し、授業設計・評価方法等についての検証を行う。
- 2) 本学のディプロマ・ポリシーに基づき定義した学生が修得すべき10の具体的な能力「論理的思考力、課題探求力」等と、それら諸能力を統合し他者に働きかける力「統合・働きかけ」を加えた「10+1の能力」について、開発した能力評価指標のルーブリックを用いて学生の到達度評価を実施する。
- 3) 全学開放施設「自律学習支援センター（OASIS）」について、ラーニング・コモンズとしての機能強化を含めた運用の見直し等検討を開始する。

- ①-2 学生の学習の質を保証し、実践的学修と理論的学修の統合を図るため、学生が様々な活動から得た知識や諸能力を振り返り、意味づけを行う「eポートフォリオ」を開発し、すべての学生に活用させる。【7】（戦略性が高く意欲的な計画）

e-ポートフォリオの基本機能及び学部ごとにカスタマイズした機能を本格稼働し、学生の学期ごとの学びの目標設定や振り返りに活用するほか、学生が身につけるべき諸能力の到達度や成績分布、正課外活動の記録などの学修プロセスと成果を蓄積し、ポートフォリオサマリーとして可視化する。

- ①-3 教育のPDCA機能を強化するため、各学部に教育ファシリテーターを配置し、平成29年度までに各学部等の教育カリキュラムについての点検や教育改善に関する企画・立案を推進する体制を確立するとともに、教員の初任者研修を義務化し、指導力及び教育改善能力を保証する。さらに、学事暦の多様化の観点から、学期制の見直しに向けた検討を行う。【8】

- 1) 全学教育機構のもと、適切な教育活動を展開するため、学位プログラム単位で新たに構築した内部質保証体制においてPDCAサイクルを確立する。
- 2) 「教育力向上を目的とした新任教員研修プログラムの実施に係る要項」に基づき、各研修を実施するとともに効果の検証を行い、プログラム内容を充実させる。
- 3) 柔軟なカリキュラム編成に対応する学期制の見直しについて、引き続き検討を行う。

- ② 四国地区5国立大学が連携して、各大学の特色や得意とする教育分野及び人材を、インターネットを用いたe-Learningで共有・補完し、教養科目（共通科目）及び専門科目を中心に50科目以上を共同開講し、教育内容の充実に取り組む。【9】

四国国立5大学で開発した61科目を共同実施科目として開講する。

また、開講した共同実施科目の履修状況、単位取得状況及び授業評価アンケートの結果等により教育効果を検証し、課題の洗い出しを行う。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ①-1 学生総合支援センター、学生何でも相談室、保健管理センター等の学内組織の機能を活用し、高知県等地域の関係機関との間で学生支援のノウハウを共有することで、メンタル面をはじめとした多様な学生に対する学生生活や地域社会での生活への適応、合理的配慮などの修学・生活支援を強化する。【10】

メンタルケア及び障がい学生等に関する早期修学支援の実施、障害者差別解消法に基づく対応について、平成29年度の支援実施状況を点検し、支援の改善を行うとともに、学生支援に関する高知県内の行政機関、高等教育機関等との連携を継続する。

また、「高知大学地方創生人材育成基金」や「高知大学修学支援基金」を活用した給付型の奨学金制度など学生に対する経済的支援の効果を検証し、支援のあり方を改善する。さらに、平成29年度の点検結果に基づき、学生の危機管理、安全・健康保持対策を改善する。

- ①-2 学生・教育支援機構、就職委員会、就職室及び地域連携推進センターが地域の雇用ニーズ及び学生のニーズ等を把握し、双方を繋ぐための方策を講じるなど、就職活動の支援を強化する。また、学生と地域企業の若手社員双方の自律化や学生と企業の協働による課題解決などを目的とする「協働型インターンシップ」等を展開し、学生の地域企業への理解を深めるなどにより学生のキャリア形成を強化する。【11】

公務員、教員、大学院をめざす学生を把握し、その可否情報を迅速に収集して、不合格になった場合の就職支援を未内定者マッチング支援等により早期に実施する。マッチング事業では、対象となる企業を拡充し、業界、職種の選択肢を広げ、企業とのマッチング数を増加させる。

平成28年度に整備した相談記録システム、学生対応マニュアルによる進路・修学相談体制により、データ蓄積・分析を行い、学生のキャリア形成・修学支援、自律支援につなげる。

また、協働型インターンシップを実施し、学生と地域企業の若手社員の自律化や課題解決、地域企業への理解を深めるなどキャリア形成に資する取組を展開する。

- ①-3 ピア・サポート活動や正課外活動がもたらす学生の自己理解や他者理解、地域社会理解、他者支援、社会人基礎力の修得等の教育的効果を検証するとともに、リエゾンオフィス、学生総合支援センター等の学内組織の機能を活用し、学生の企画に対するサポート体制や支援策を充実することで、学生の自主的活動を促進する。【12】

正課外活動の状況に関するアンケートの分析結果を学生リーダーシップセミナーにおいてフィードバックする。団体の活動の質に影響し得る要因についての情報共有を通じて、正課外活動の質の向上に取り組む。

また、学生が企画する準正課プログラムにおいて、参加者に対してアンケート調査を行い、その教育的効果を確認する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

- ①-1 アドミッションセンターの機能を充実させることにより、学部改組が完了する平成 29 年度入試までに、各学部・学科等のアドミッション・ポリシーを入試形態ごとに定め、求める人材像を新たに構築するとともに、その方針に適合した入学者選抜を実施する。また、高等学校等での多様な学習成果や課外活動歴等を適切に評価するため、平成 30 年度入試から段階的に新たな入学者選抜方法を導入する。

【13】

新たなアドミッション・ポリシーに適合した入学者選抜を実施し、平成 29 年度から導入した高等学校等での多様な学習成果や活動歴等を評価項目に含めた入試の結果を検証するとともに、多面的・総合的評価を取り入れた入試方法を拡充する。さらに平成 32 年度以降の新テストに対応した入学者選抜方法を検討する。

- ①-2 高知県内の高等学校と協働で開発・実施してきた課題探究学習をはじめとするクリエイティブ系教育プログラムを活用し、高等学校の教員への授業改革支援を行うなど高大接続事業をより深化させ、高等学校教育の質の確保・向上に積極的に取り組むことで、地域の課題発見・解決等に積極的に関わることができる高校生を選抜する入試方法を開発・実施する。【14】

高大連携事業に係る高知県・高知市教育委員会と組織している高知県高大連携教育実行委員会において確認された、高等学校におけるアクティブラーニングによる教育プログラムの継続実施及び新規導入等、授業改革支援を継続して実施する。

また、当プログラムの基本的な観点の今後の入学者選抜における評価項目への活用方法を検討する。

- ①-3 四国地区国立 5 大学が連携して志願者の多様な活動歴等をオンラインで収集するシステムを平成 29 年度までに開発・充実させ、志願者の資質や能力を多面的・総合的に評価する入学者選抜に活用する。【15】

インターネット出願による活動歴収集のシステムを活用し、志願者の資質や能力を多面的・総合的に評価する入学者選抜の結果の検証・分析をもとに、四国地区国立 5 大学が連携して高等学校教員を対象に相談会を実施するなど拡充に向け検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 第 2 期中期目標期間における研究拠点の実績を踏まえ、学術研究の水準の向上及び強化に繋がる重点的研究領域、地域的特性の強い研究領域における新たな成果を創出するため、海洋、生命などに関する研究拠点を置き、研究資源を重点配分することにより、国際水準の研究を推進し成果を発信する。また、研究拠点の研究成果に関する総合的評価を平成 30 年度に実施し、評価結果に基づく組織体制の見直しや研究経費の傾斜配分等により、研究の質の向上を推進する。【16】

4 つの研究拠点プロジェクトに対して研究経費を重点配分し、各プロジェクトにおいて研究戦略・方向性等に基づき独創的で先端的な研究を推進するとともに、外部委員による中間評価を実施する。

また、成果報告会の開催やホームページを活用し、研究成果等の情報を発信する。

- ①-2 研究者の創意や自発性に基づく学術研究及び地域的特性に関する諸課題を解決する研究を推進するため、異分野融合型のプロジェクトを立ち上げ、異分野の協力・連携を進展させ、多角的視点から取り組むことによって、新たなシーズを発掘し研究の発展に繋げる。特に、本学の地域の特徴である高知沖黒潮域をフィールドとして、多様な資源の成因や特徴を総合的に解明する黒潮圏海洋資源学の創成に向け、海洋資源管理に関する全学的な文理統合型の研究を展開する。【17】(戦略性が高く意欲的な計画)

異分野融合型のプロジェクト等により、個性的で特徴的な研究を推進する。また、「4次元統合黒潮圏資源学の創成」プロジェクトでは、海洋資源の形成環境や時間的发展過程を中心に追究する。

- ①-3 高知県の地理的環境における課題である大規模災害への備えを研究面から支援するため、自然、社会、教育及び医療の各分野が共同し防災研究を推進するとともに、産業界、行政及び民間と連携した防災プロジェクトを平成29年度までに立ち上げ、防災・減災の科学的研究を実施し、地域に還元する。【18】

分野横断的なプロジェクトを防災にかかわる行政官や民間技術者との連携により、行政及び民間等との連携したプロジェクトに発展させ、より実践的な防災技術の向上をめざした研究を実施する。

行政及び民間、そして地域住民を対象にした講習・研修会等や、小中高等学校における防災教育を実施し、研究内容を分かりやすく伝えることにより、高知県における大規模災害への備えを支援する。

- ② 技術移転に関わる四国地区5国立大学共同実施体制の構築により、これまで単独の大学では実施が困難であったより高度な知的財産の評価・実証活動(Proof of Concept等)を共同して実施することにより、各大学が保有する知的財産の経済価値を高め、技術移転の経済的規模を拡大するためのマーケティング活動の充実やスタートアップ企業の創出支援等の諸活動を実施する。【19】

四国产学官連携イノベーション共同推進機構(四国共同機構(通称:SICO))体制を継続し、四国5大学連携により技術移転活動を推進するとともに、POCファンドとの連携の検討や、アントレプレナー人材の育成の実施を検討する。

- ③ 地球掘削科学共同利用・共同研究拠点として、国際深海科学掘削計画(IODP)に関わる研究を中心とする地球掘削科学研究を推進するとともに、IODP掘削提案の実現、各種海底エネルギー鉱物資源の成因モデルの構築、地球科学と生命科学や海洋天然物化学等との融合による新たな地球生命科学に関する研究を推進する。さらに、「ちきゅう」パートナーシップ制度を利用した海外研究者への分析機器の利用支援、コア試料の分析技術に関わるセミナーへの協力、アジア地域を中心とした大学・研究機関との連携協定締結の促進により、国際的な連携を強化するとともに、他大学、研究機関及び企業等の多様な機関との連携体制の構築を推進する。【20】

1) 国際深海科学掘削計画(IODP)を中心とする地球掘削科学に関する研究課題を継続公募し、国際水準の共同利用・共同研究を推進する。また、共同利用・共同研究拠点の中間評価を受け、その評価に対応した改善への取組を開始する。

2) 南大洋でのIODP掘削提案書改訂のための調査航海を行う。また、「ちきゅう」を用いた表層科学掘削プログラム(SCORE)に黒潮域の掘削計画を提案する。海洋研究開発機構等との共同研究を含む、海底鉱物・エネルギー資源及び地球生命科学に関する基礎研究を継続する。

3) 海外研究者への分析支援、コア試料の分析技術に関わるトレーニングプログラムを実施するとともに改善点を抽出する。また、海外研究者との国際共同研究

の実施や国内外の研究者との共同シンポジウムの開催を継続し、国内外の大学及び研究機関とのさらなる連携強化を図る。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

①-1 教育研究活性化事業において若手研究者へのスタートアップ支援や研究成果の公開を促進するための経費配分などにより、優れた研究者を育成するとともに、研究活動の活性化のため、データに基づく総合的評価結果による研究資源の配分や、研究者に対するインセンティブを付与する仕組みを構築する。また、研究支援体制の強化のため、平成 30 年度までに研究支援コーディネーター等を育成する。これらの体制について、成果に基づく検証を行う。【21】

- 1) 教育研究活性化事業を展開するとともに、今後の活躍の発展性が期待される研究者個人の優れた研究を表彰する研究顕彰制度を活用し、若手研究者のモチベーションの向上に取り組む。
- 2) 研究支援コーディネーター等による競争的外部資金への申請書のブラッシュアップ体制を充実させ支援を強化する。また、研究者の研究活動の活性化や研究開発のマネジメントの強化等を支える研究支援コーディネーター等を学内で育成する。
- 3) 科研費の獲得に向け、研究者に対するインセンティブ付与等を実施し、研究活動の活性化・支援を行うとともに、実施状況を検証し支援のあり方を見直す。また、科研費の新たな審査区分に合わせて「科研費申請書作成手引」を改定し、採択率向上への支援を強化する。

①-2 設備の共同利用や再利用、再配置、新規整備を戦略的に行うマネジメントの仕組みを平成 29 年度までに構築し、設備整備に関する中長期マスタープランに基づく計画的な研究設備の整備を進める。また、大型研究設備の全学的利用を促進するため、技術スタッフによる設備の維持・管理支援、設備予約システムの運用等を通じた組織的取組を展開する。さらに、高知県内の高等教育機関等における教育研究活動の活性化に資するため、連携ワーキンググループを設置し、他機関との設備の共同利用を推進する。【22】

設備の維持・管理など技術支援体制を強化するため、技術職員による支援内容等の見直し、職員の技術力向上や保有技術の継承等を推進する。

また、設備整備マスタープランに基づき、学内の研究設備の適正な配置等を進める。

さらに、高知県内の他の高等教育機関や公的研究機関との研究設備の共同利用の促進のため、支援体制を構築して試行する。

② 運営・支援体制を全国の学会及び利用者等の意見を反映して見直しを行うとともに、計測・分析機器の高精度・高解像化を図るなど、研究設備の整備や更新を行い、地球掘削科学における共同利用・共同研究拠点としての研究環境をより一層充実させ、拠点機能の高度化を推進する。また、海洋研究開発機構等と共同でセミナーやコアスクールを開催し、多様な教育研究の機会を提供することにより、国内外の若手研究者や大学院生に対して最新の研究手法、計測技術を習得させ、国際的に活躍できる若手研究者の育成及び裾野の拡大に繋げる。【23】

- 1) 平成 29 年度に試行を開始した「IODP 特別支援」体制の拡充に向けた改善点の検討を行う。
- 2) 平成 28 年度に策定した計測・分析機器の整備計画に基づく整備を継続し、共同利用コミュニティのニーズの高まりに応える。学会及び利用者等の意見を共同利用・共同研究拠点の運営・支援体制の改善に反映させるため、アンケート

調査を継続する。また、国内の研究機関等と連携しながら、学術コアの保管・管理体制及び学術資料としてのコアの有効活用基盤の整備を開始する。

- 3) 海洋研究開発機構等と共同で国内外からの来訪研究者によるセミナーを随時開催し、多様な教育研究の機会を提供する。コアスクールの定期開催や、共同利用制度を活用した学士・修士・博士論文研究の支援を行い、若手研究者・大学院生を実践的に育成する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- ① 地域への定着及び地域再生の担い手の育成に資するため、全学の開設科目のうち 10%以上を地域への関心を喚起する「地域志向科目」として配置し、地域の視点を重視した教育を推進する。また、地域の再生・活性化に貢献するため、地域協働学部が中心となり、地域の教育フィールドを開拓するとともに、地域ニーズに対応したワークショップ等を年間に高知県内の 20 箇所以上で実施する。【24】

地域（高知県）を題材とした地域関連科目を実施するとともに、その内容を点検・評価し、必要に応じて改善を行う。

また、地域活動拠点や関連自治体・企業と連携し、地域の教育フィールドを開拓するとともに、地域のニーズに対応したワークショップ等を県内 20 箇所以上で開催する。

- ②-1 「高知大学インサイド・コミュニティ・システム (KICS)」において高知大学地域コーディネーター (UBC) が構築しているネットワークを活用した情報を集積・共有し、第 3 期中期目標期間中に、地域再生・課題解決及び雇用創出に資する連携事業を 30 事業展開する。【25】（戦略性が高く意欲的な計画）

UBC が構築している地域のステークホルダー等とのネットワークを活用した情報を地域連携推進センター等において集積・共有し、地域再生・課題解決及び雇用創出に資する自治体等との連携事業を新たに 3 事業以上展開する。

- ②-2 UBC が構築したネットワークを活用しつつ、「高知県地域社会連携推進本部」等の地域との協議を通じて県内の諸課題を収集するとともに、高知県内全域にサテライト教室を設置し、地域の課題解決を図る場として、学生、教員及び地域住民が共に学び合う教育研究の機会を提供する。【26】

「高知県地域社会連携推進本部」等、地域のステークホルダーとの意見交換を通じて、地域のニーズを把握することにより、平成 29 年度までに整備した高知大学サテライト教室の利活用を促進する。

- ②-3 UBC の活動等を通じて、地域の雇用に関する課題等を収集し、インターンシップ先の新規開拓を含め、その実施方法等を充実させるとともに、高知県をはじめとする自治体や産業界等との連携強化により、学生の高知県内への就職率を第 3 期中期目標期間中に 36%以上に向いさせ、地域再生に貢献する。【27】（戦略性が高く意欲的な計画）

「まち・ひと・しごと創生 高知イノベーションシステム」事業を展開することにより、高知県内の高等教育機関、高知県及び地元企業等と協働して地域が求める人材を輩出し、本学学生の高知県内への就職率を 31%以上とする。

- ③-1 地域の雇用創出に繋げるため、高知県産学官民連携センターでの活動を通じ、新規事業の発掘、事業構想に対する助言及び講座やワークショップの開催など、学学連携、異業種連携を推進するとともに、地域イノベーションに資する地域企業

や自治体等との共同研究・受託研究等へと発展させる。このことにより、全学における共同研究・受託研究等の総件数を第3期中期目標期間中に10%増加させる。

【28】

高知県産学官民連携センターで新規事業の発掘，事業構想に対する助言及び講座やワークショップの開催などの活動を通じ，学学連携，異業種連携を推進するとともに，地域イノベーションに資する地域企業や自治体等との共同研究・受託研究等へ発展させ，全学における共同研究・受託研究等の総件数を第2期中期目標期間の平均件数より6%以上増加させる。

- ③-2 地域イノベーション及び社会イノベーション創出のため，実務家・企業経営者等による授業やワークショップなど，企業と連携した実践的な教育を展開する社会人養成プログラムとして第2期中期目標期間に構築した「土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業」を発展させるとともに，新規プログラム「社会人セカンドライフ学び直しプログラム（仮称）」を実施し，同プログラムをアクティブシニアなどに提供することにより，地域における学びの機会を拡大する。さらに，地域協働による教育で地域の視点を学んだ学生にも同プログラムを開放することで，人材育成の拠点としての機能を果たす。【29】

第Ⅲ期の初年度となる「土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業（土佐FBC）」において，食の6次産業化プロデューサー（LEVEL1～3）の認定プログラムに基づく，研究開発の基礎となる知識・技術力を有した食品産業従事者の育成を実施する。また，高知県と連携し，食品産業の研究開発を担い，食品産業を成長に導く産業人材を育成する特別プログラムの開設の準備を行う。さらに，地域からのニーズ調査やヒアリング等を実施し，「社会人セカンドライフ学び直し（CCRC）プログラム」を試行する。

4 その他の目標を達成するための措置

（1）グローバル化に関する目標を達成するための措置

- ①-1 学生に地域課題への関心を持たせるとともにグローバルな視点を修得させるため，諸外国における地域体験学習などの教育プログラムの充実を通じて，日本人学生の留学者数及び海外実習への参加者数を第3期中期目標期間中に延べ380人以上とする。また，「黒潮圏の持続型社会を目指す人材育成プログラム」による黒潮圏地域の特性を活かした教育研究をはじめとして，外国人留学生に対して地域課題に関する体験プログラムを提供することにより，国際連携を推進する。【30】
- 1) 平成29年度から導入した共通教育科目「グローバル・コミュニケーション」を引き続き開講し，海外実習先を拡充して実施する。
 - 2) 協定校向けの英語によるサマープログラムを実施する。
 - 3) 地域体験型授業「地域文化理解」を共通教育科目の正課の授業として開講する。
 - 4) 日本とインドネシアでの農山漁村地域をフィールドとした課題探求型サービ斯拉ーニングを通して，地域に立脚して未来社会の持続的発展に貢献できる国際的視野を備えた人材を育成する。
 - 5) 黒潮流域圏，特に東南アジア沿岸域から博士課程への留学生の受入れを行い，日本人学生とともにフィールドワークによる地域課題体験プログラムを通じて分野融合・文理融合を基盤とする幅広い学際的視野，国際コミュニケーション能力を有する人材を育成する。
- ①-2 地域課題を含む国内外での国際セミナー・研修を第3期中期目標期間中に50件以上実施することにより，海外諸国との教育研究交流や国際協力を推進する。【31】
- 1) 「地域課題対応型国際共同研究・セミナー」に国際化戦略経費を重点配分すると

ともに、国際セミナー等を実施し、海外学術ネットワークの拡充整備を通じて、本学の特色と強みを有する分野の教育研究交流を推進する。

- 2) 本学の特色と強み、地域の特性を活用して JICA 研修事業を 4 件以上受託し、国際協力を通じて学内の教育研究の活性化及び地域連携と国際貢献を推進する。
- 3) 国際関連機関等の募集する地域課題対応型の新規国際協力関連案件を獲得し、その成果を学内の教育研究の発展と国際的人材育成、地域社会の課題解決に還元する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- ①-1 医療の質・安全の向上に資するため、クオリティ・インジケータ（診療の質指標）の測定結果の分析、評価、改善等を行う。特に医療安全や感染対策の質を向上させるため、医療従事者への教育・研修体制を充実するとともに、その取組について国立大学病院間相互チェック等を通じて、病院機能・運営を強化する。【32】

医療の質と安全性を高めるために、本院独自のクオリティ・インディケータ（診療の質指標）項目の拡充とホームページ等による社会への公表及び医療安全管理部を中心に安全な中心静脈カテーテル挿入に関する体制を整備する。感染対策、褥瘡予防対策などの指標分析や国立大学病院間相互チェックの外部評価の結果に基づく改善を継続的に行う。

- ①-2 地域医療の中核機関として、がん・地域医療・災害医療など社会的ニーズの高い医療に対応するため、がん治療センターを中心とした集学的治療や低侵襲性の治療技術の向上、救急医療体制の充実を行うとともに、トリアージ訓練など大規模災害に備えた災害医療教育を行い医療従事者の災害対応技能を向上させる。【33】

- 1) がん診療連携拠点病院として、がんに対する集学的治療や低侵襲手術の適応拡大、がん緩和治療の充実とともに、高知県の特徴的な疾患に対し地域の医療機関と連携を行い治療・予防など患者の QOL 向上に取り組む。
- 2) 災害・救急医療学講座を中心に、災害医療講演会や災害医療研修会などの災害医療教育を継続的に実施し、県下の行政・地域医療機関等と知識・課題の共有化を図る。

- ①-3 地域医療を担う大学病院として、在宅医療・介護連携の ICT システムを構築し、情報端末等を活用した在宅医療を推進するなど地域医療ネットワークを充実する。【34】

ICT を活用した医療・介護情報共有システムに新たな機能を追加し、医療・介護連携体制を強化する。

- ② 地域医療等を担う医師・メディカルスタッフの養成や地域への定着を促進するために、地域医療の観点から卒前・卒後・専門医・生涯までの一貫したキャリアアップのための教育・研修プログラムを提供するなどの教育研修体制を整備する。【35】

高知地域医療支援センター及び医療人育成支援センターが協働して、新専門医制度に対応した卒前・卒後・専門医・生涯までのキャリア形成に必要な支援体制を充実させ、シームレスに繋がる教育・研修プログラムを提供する。

- ③ 次世代医療創造センター及び先端医療学推進センターを中心に、我が国初となる「小児脳性麻痺に対する自己臍帯血輸血による治療研究」をはじめ、再生医療における臨床及び基礎研究などに取り組み、特色ある先端医療研究を実施し、新しい診断・治療法の開発・導入を推進する。【36】

次世代医療推進センター及び先端医療学推進センターを中心に、「脳性麻痺など小児神経障害に対する自己臍帯血輸血療法」や「がんペプチドワクチンの開発」、「耳鼻科領域での再生医療」の先進医療・再生医療の推進に係る支援を行い、新しい診断・治療法の開発や導入を促進する。

- ④-1 患者本位の医療サービスや医療を取巻く環境の変化に対応するため、第2期中期目標期間から継続している病院再開発を着実にを行い、質の高い医療環境を整備する。【37】

附属病院再開発計画を見直し「高知大学医学部附属病院再開発計画（案）」を作成する。医療環境では、臨床検査室の品質・能力（ISO15189）を維持する。

- ④-2 安定的な経営基盤を確保するため、経営管理指標、診療科別診療状況等から経営状況を把握・分析を行い、効果的な増収策及び経費削減に向けた改善策を策定・実施し、健全で効率的な運営を行う。【38】

安定的な経営基盤を確保するために、国立大学病院管理会計システム（HOMAS2）等を活用して、経営管理指標等の分析を行い、診療科ごとに診療報酬請求額等の経営指標の目標値を設定し、院内に周知するとともに、達成状況を定期的にフィードバックする。病院収入については、新入院患者の確保や手術件数の増を推進し、増収に努める。また、医療用材料及び薬剤の購入については、コンサルティング業者を活用する。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

- ①-1 高知県における指導的教育実践研究の拠点となるため、ICTの活用などにより、学力・体力の向上、学級経営力の強化、発達障害児等への支援・指導体制、特別支援教育など高知県の教育課題や国の教育政策に対応した先導的・実験的な研究を教育学部と協働して実施し、研究成果に基づく地域の学校現場の教員への助言や高知県教育委員会等が行う現職教員研修プログラムの開発支援等を通じて地域に貢献する。さらに、その研究成果を教員養成における教育実習の指導や教職関連の授業に取り入れる。【39】

- 1) 学部と附属学校園が協働して先導的・実験的な研究を実施する。
- 2) 現職教員研修のための公開研究会等を実施し、現職教員研修プログラムを高知県教育委員会と協働して開発する。
- 3) 附属学校園での研究成果を取り入れた「教材開発演習」等を実施し、学生評価アンケートにより有効性を検証する。

- ①-2 毎年度、附属学校園を活用した研究計画を策定し、附属学校園と学部の教員による協働型授業などを実施するとともに、学校現場で指導経験のある学部教員の割合を30%とすることにより、学部教員の実践的指導力の強化に繋げる。また、附属学校園での教育実習と実地授業の振り返りによる「教材開発演習」を組み合わせることにより、学生に質の高い実践的学習の場を提供し、学校現場における実践的課題解決に資する能力を身に付けさせる。【40】

- 1) 学部教員の教育実践的指導力の向上を目的に、附属学校園を活用した附属学校園と学部の教員による協働型授業などを計画・実施し、学部教員が学校現場で指導する方法や内容などについて評価する。
- 2) 教育実習等を学部と連携して計画・実施し、教育実習の省察を「教材開発演習」で行い、その効果の評価をもとに方法や内容を改善する。

- ①-3 高知県教育委員会との連携により、高知県教育委員会を構成員に加えた「拠点機

能推進委員会（仮称）」を平成 28 年度に設置し、高知県の教育課題に対応した附属学校園の運営方策の検討や教育実践研究拠点の観点から附属学校園の機能を検証する。【41】

附属学校園を教育実践研究拠点として機能させる具体方策を試行し、「拠点機能推進委員会」において、課題等を分析して本格実施に向けた改善策を検討する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 社会や地域のニーズに適切に応えるため、外部有識者の意見をより反映できるよう組織運営改革を行うとともに、内部統制システムの中核的役割を担う学長懇談会への監事の出席や学長選考会議における学長の業績評価にあたって監事に意見を求めるなど監事機能を強化し、学長と部局長との意見交換会等を定期的を実施することにより、学長のリーダーシップの下で、法人運営組織（役員会・機構等）と教育研究組織それぞれの役割の明確化と相互のビジョンの共有を推進する。【42】

地域社会等のニーズを反映した組織運営の観点から、経営協議会や地域協働学部の学部運営会議の運営方法等について検証を行う。また、学長のリーダーシップのもとで実施している学長懇談会及び部局長との意見交換を発展的に見直し機能強化を行うとともに、学長懇談会に加え、学長と部局長との意見交換会への監事出席を通じて監事機能を強化する。

- ② 企画・評価・IR等を担当する各種機構と学長、役員、部局長などとの定期的な意見交換の場を構築し、恒常的にPDCAサイクルへ反映するなど、法人運営組織のより一層の活用・充実により、学長のリーダーシップを支える体制を強化するとともに、大学運営の重点事項や部局による自律的な改革等に対する学長裁量による戦略的な人員配置・予算措置等を行う。【43】

各種機構長と学長、役員等との意見交換を定期的実施し情報を共有し、大学運営に関する課題の把握、分析等を行うとともに、大学運営の重要事項及び部局による自律的な改革等に対する学長裁量による戦略的な人員配置・予算措置等を行う。

- ③ 優秀な研究者を確保するため、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる大学教員への年俸制適用者を60人以上とする。また、ワーク・ライフ・バランスのとれた労働環境を充実するために労働時間の多様化及び育児・介護支援制度等の整備を推進するとともに、女性研究者の増加に向けた取組を行う。併せて、大学運営における女性の積極的な登用により、第3期中期目標期間末における管理職に占める女性の割合を15%以上とする。【44】

育児・介護中の職員や女性研究者が働きやすい労働環境の充実等に向けて、現状の課題を洗い直す目的のアンケート調査を実施し、ワーク・ライフ・バランスのとれた労働環境を推進する方策を検討する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ①-1 第2期中期目標期間に実施した地域協働や海洋等に関する教育組織の再編を継続するとともに、理学分野について「防災工学」、「応用化学」等の工学分野を強化した教育組織の再編を行う。また、高度専門職業人としての学校改善リーダーを養成する教職大学院の設置や学士課程組織の改組を踏まえた大学院組織の再編を平成33年度までの間実施する。教員養成に係る学生定員については、第3期中

期目標期間に、社会情勢も踏まえて検証を行う。【45】（戦略性が高く意欲的な計画）

修了者の教員就職率の増加に向け、教職大学院を設置し、教職に関わる高度職業人の育成に向けた教育を開始するとともに、平成32年4月の大学院の再編に向けた準備を進める。

- ①-2 現代社会の喫緊の課題である社会的イノベーション創発のための中核的組織を平成30年度までに整備し、地域協働、産学協働、文理融合そして協働企業社員の教員化（有期）を基盤にした社会的イノベーションの持続的創発及び担い手養成の各システムを確立する。さらに、全学の教育研究機能及び人材育成機能との有機的連動や学生の参画を仕組化することで「地域活性化の中核的拠点」形成を強力に推進する。【60】

地域活性化の中核的拠点機能となる希望創発センターを開設し、新たな学習・研究環境のもと、大学と企業の教育研究機能及び人材育成機能との有機的連動による教育研究システムを構築する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ①-1 第2期中期目標期間に実施してきた職員へのヒアリングや「業務改善レポート」を踏まえて「業務改善計画」を策定し、同計画に基づいた事務組織の見直しや業務の精査、標準化などを通じ、事務組織の合理化や事務処理の効率化を推進する。【46】

「業務改善計画」に基づき、6つの柱をもとにした具体的な改善計画を実施するとともに、定期的に「業務改善計画」の検証を行い、実効性のある計画とする。また、業務の標準化・可視化を推進するため、業務マニュアルを整備する。

- ①-2 大学を取り巻く環境の変化をとらえ諸改革に適切に対応するための業務遂行能力や政策形成能力等を事務職員に身に付けさせるため、「高知大学事務職員の能力開発に関する基本方針及び基本計画」に基づく事務職員の研修実施方法の改善を毎年行い、その改善点を踏まえた「基本方針及び基本計画」の見直しを第3期中期目標期間中に行う。【47】

- 1) 「高知大学事務職員の能力開発に関する基本方針及び基本計画」に基づく事務職員の研修を実施するとともに、アンケート等により検証し、改善を行う。
- 2) 平成29年度に試行した「新任・若手職員に対する全学共通目標・各課共通スキル修得を支援するためOFF-JT」を、平成30年度から学内研修として実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ①-1 科学研究費助成事業や共同研究などの外部資金等を増加させるため、優れた研究を活性化するためのインセンティブを付与する仕組の構築など研究力向上に向けた取組を通じて、新たな外部研究資金の獲得に繋げる。また、財政基盤の維持・強化のため、広報戦略に基づいた基金の拡充など自己収入の増加に向けた取組を実施する。【48】

科学研究費補助金の獲得に向け、研究者に対するインセンティブ付与、申請書のブラッシュアップ支援等の取組を継続して実施し、外部資金等の獲得のための研究活動の活性化・支援を行い、採択状況等の結果をもとにその効果を検証し、必要に応じて支援策の見直しを行う。

また、「高知大学さきがけ志金」及び「高知大学修学支援基金」（以下「基金」

という。)の拡充を図るため、引き続き、広報活動の実施と県内企業等に対する重点的な募金活動を行うとともに基金事業を展開する。

- ①-2 病院経営の基盤強化を図るため、附属病院収入の増加に向け、経営管理指標等から経営状況の把握・分析を行い、効果的な増収策を策定・実施する。【49】

附属病院収入の増加に向けて、HOMAS2 等を活用して、経営管理指標等の分析を行い、稼働率等の目標値を設定するとともに、増収策を策定・実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ①-1 財務情報の経年比較や同規模大学との比較など決算分析結果を活用し、毎年度経費削減計画を策定することにより経費の抑制を行い、第3期中期目標期間の業務費に対する一般管理費の平均比率を3%以下とする。【50】

費目別等の決算分析による管理的経費の検証を行うとともに、平成28年度策定した経費削減計画を実行し、一般管理費率を第2期中期期間の平均実績に対して6%以上削減する。

- ①-2 平成28年度に「人件費削減計画」を策定し、第3期中期目標期間最終年度において第2期中期目標期間最終年度比5%以上の人件費削減を行う。【51】

「第3期中期目標期間 教員人事の基本方針」により、退職者の後任不補充及び早期退職制度の運用を行い、人件費削減を行うとともに、教員数の管理について、従前のポイント制に代わる新たな制度を検討する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ① キャッシュ・フローの状況を踏まえ、毎年度「資金管理計画」を策定し、随時、余裕金を把握することにより効率的な運用を行う。また、土地・建物等の保有資産については、年度毎その利用状況を分析し利用を促進するとともに、利用実績を踏まえた貸付料金の見直しを行うなど収益も考慮した運用を行う。【52】

年度計画に基づく資金管理計画表を作成し、保有する資金（余裕金）を的確に把握することにより、運用を行い余裕金に占める運用金額の割合を第2期中期計画期間の平均以上とする。また、土地・建物等の保有資産については、前年度に実施した活用策や貸付料金の見直しによる効果を検証等し利用を促進するとともに、近隣大学等の利用実績を踏まえた貸付料金の見直しを行うなど収益も考慮した運用を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ① 教育研究の質を向上させるため、教員の教育活動及び研究成果に関する業績データに基づき教育研究活動を評価分析するとともに、第2期中期目標期間に見直した教員の自己点検・評価を検証・改善する。また、部局単位で毎年実施している組織評価については、組織の特性に応じた評価項目の新設や重点項目の設定など、評価項目の見直しを平成30年度までに実施する。【53】

教員の評価方法の改善に向け、学内でアンケート調査を実施し、これまでの取組の成果と課題を検証する。また、2年連続で実施方法を見直した組織評価については、今後改善すべき点を明らかにする。これらの取組を含め、本学における内部質保証のための組織体制を再構築する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ① 研修等の機会を通じて学内の広報マインドを向上させ、教育研究活動や社会貢献活動等の情報を組織的に収集するとともに、ソーシャルメディアを活用するなど戦略的な広報を展開することにより、本学に関する新聞報道件数を第2期中期目標期間より20%増加させる。【54】

広報基本方針に基づき、広報マインドを向上させるための研修や、報道関係者との懇談会、SNSを活用した広報を引き続き実施する。公式ホームページの情報の整理や利便性を高めるなどのためリニューアルの仕様を作成する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ① キャンパスマスタープランの見直しを行い、多様な財源を活用した手法を取り入れ、施設整備を計画的に進めるとともに、老朽施設の機能改善や既存施設の有効活用などにより教育研究環境を充実させるため、施設の利用状況を踏まえたスペースの用途変更や再配分、共通スペースの新たな確保（500㎡以上）などの取組を推進する。【55】

1) 平成28年度に更新した「高知大学キャンパスマスタープラン2016」に基づき、物部ライフライン再生Ⅲ（排水設備）、朝倉音楽棟ホール改修、附属幼稚園管理棟改修Ⅲ等の計画的な施設整備を実施する。学生寮整備については多様な財源を活用した計画とし、事業内容・規模等の見直しを行う。

2) 共同利用スペースの拡充・確保のため関係規則を整備する。施設パトロールを行い既存施設の利用状況及び老朽化実態を把握し、法令適合、危険度、優先度等を基準に施設整備計画を策定し、緊急度の高い事業を選定し整備を進める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ①-1 発生時を想定した危機事象ごとの訓練等を通じて、危機管理体制の検証を行い、対応マニュアル等を改善するとともに、特に南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え策定した、「高知大学事業継続計画」に基づく平常時からの減災対策を推進する。また、重点的な資源配分により非構造部材の耐震対策及び防災設備の強化を行い、災害時避難拠点の整備を行うとともに、安全・安心な教育研究環境について基盤の確保を図る予防的修繕や、「バリアフリー」、「わかりやすさ」などユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を行う。【56】

1) 平成30年度に導入する安否確認システムを利用した災害の訓練等を実施して、危機管理体制の検証を行う。検証を踏まえて、対応マニュアル等の改善について検討する。

2) 減災対策（災害対策本部要員参集体制）を推進するとともに、対策の見直しについて検討する。

3) 非構造部材耐震対策整備計画に基づき朝倉キャンパス音楽棟ホールにおける非構造部材（天井、照明、空調）の耐震対策を実施する。また、ライフライン更新計画、プリメンテナンス計画に基づき、物部ライフライン再生Ⅲ（排水設備）の設計及び工事を実施する。

- ①-2 安心して教育・研究に専念できる環境を充実するため、重点項目を定めるなど職場巡視を強化し研究室等の点検整備を行うとともに、「安全衛生管理基本計画」に基づく取組の検証を行い改善する。また、毒物及び劇物等の規制対象物質の適正

な管理・使用を徹底するため、管理マニュアルを平成 29 年度までに策定するとともに、年 3 回以上の研修活動による啓発を行う。併せて、薬品管理システムによる管理状況の把握や定期的な点検による監視体制を強化する。【57】

- 1) 平成 28 年度に実施した「国立大学法人高知大学安全衛生管理基本計画」に基づく取組検証結果のフィードバックによる改善（職場巡視の強化等）を継続する。衛生管理者有資格者の増員を図り、安全・衛生に対する意識の高い職員を増やし、重点項目を定めるなど職場巡視を強化し、研究室等の点検整備を行う。
- 2) 毒劇物等の適正な管理・使用の徹底等、職場における安全衛生管理活動として年 3 回以上の安全衛生研修会を実施するとともに、薬品管理システムによる管理状況の把握や点検を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ①-1 第 2 期中期目標期間に策定したコンプライアンス・ガイドラインに基づき研究費の管理、個人情報管理、ハラスメント防止、情報セキュリティ等に関する研修会を計画的に実施するとともに、コンプライアンス基本チェックシートによる教職員の自己評価を毎年実施する。また、自己評価の結果を踏まえ、研修内容やチェックシート項目の見直しをはじめとしてコンプライアンス体制やコンプライアンス・ガイドラインの見直しを行う。【58】

研修会の内容など、コンプライアンス体制やコンプライアンス・ガイドラインについて、各種ガイドラインやインシデント事例等を踏まえた見直しを継続して行う。また、研修会やコンプライアンス基本チェックシートによる教職員の自己評価の実施等により引き続き法令遵守の徹底を図る。

- ①-2 公的研究費の適正な管理及び研究活動における不正行為の防止を徹底し、学術研究に対する社会からの信頼性を確保するため、「研究費使用ハンドブック」を改訂し、研究費不正使用防止等研修会を年 6 回以上実施するとともに、研究倫理教育の義務化など研究倫理の定着に向けた取組を積極的に推進する。【59】

科研費説明会等の多数の教職員が集まる場を活用するなど、可能な限り多くの受講機会を提供できるような工夫を行い、研究費不正使用防止等研修会を実施する。さらに、研究倫理教育等の実施について、部局長に対して、所属の教職員等の未受講者への受講を促すとともに、自己点検チェックシート等の提出について周知徹底するよう通知を行い、研究倫理教育等を確実に実施し、研究者倫理を向上させる。また、ガイドライン等の規定に対応して、適宜「研究費使用ハンドブック」の改訂を行い、ハンドブックの活用について科研費や不正防止関連の説明会等での呼びかけを行うなど、教職員に対し、公的研究費の適正な管理及び研究活動における不正行為の防止について、周知徹底を行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額
- 1. 短期借入金の限度額
- 2,414,377 千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡する計画

該当なし

○重要な財産を担保に供する計画

附属病院施設整備及び附属病院設備整備に必要な経費の長期借入にあたっては、本学の土地、建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

○毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
・(物部) ライフライン再生(排水設備)	総額 846	施設整備費補助金 (139)
・病院特別医療機械設備		長期借入金 (670)
・小規模改修		(独) 大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (37)

(注1) 金額については見込であり、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

1. 戦略的な人員配置

学長の裁量により戦略的に配置することができる人員枠を確保し、大学運営の重点事項や部局による自律的な改革等に対応できる人員を配置する。

2. 優秀な人材の確保と男女共同参画の取組推進

ワーク・ライフ・バランスのとれた労働環境の整備を推進する。

3. 人材育成

事務職員の能力の開発と向上を図るために、「高知大学事務職員の能力開発に関する基本方針及び基本計画」に基づき、事務職員への研修を実施するとともに実施方法の改善を行う。

(参考1) 30年度の常勤職員数 1,455人
また、任期付職員数の見込みを 380人とする。

(参考2) 30年度の人件費総額見込み 16,000百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成30年度予算

(単位: 百万円)

収入	
運営費交付金	9,695
施設整備費補助金	139
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	188
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	37
自己収入	20,691
授業料, 入学金及び検定料収入	2,966
附属病院収入	17,333
財産処分収入	0
雑収入	392
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,660
引当金取崩	231
長期借入金収入	670
貸付回収金	0
目的積立金取崩	175
出資金	0
計	33,486
支出	
業務費	29,961
教育研究経費	13,044
診療経費	16,917
施設整備費	846
船舶建造費	0
補助金等	188
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,660
貸付金	0
長期借入金償還金	831
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	33,486

[人件費の見積り]

期間中総額 16,000百万円を支出する。(退職手当は除く。)

2. 収支計画

平成30年度 収支計画

(単位：百万円)

費用の部	32,702
經常費用	32,702
業務費	29,095
教育研究経費	2,530
診療経費	8,374
受託研究費等	1,096
役員人件費	92
教員人件費	7,319
職員人件費	9,684
一般管理費	808
財務費用	67
雑損	0
減価償却費	2,732
臨時損失	0
収益の部	32,713
經常収益	32,713
運営費交付金収益	8,705
授業料収益	2,801
入学金収益	386
検定料収益	86
附属病院収益	17,489
受託研究等収益	1,096
補助金等収益	185
寄附金収益	541
施設費収益	0
財務収益	7
雑益	385
資産見返運営費交付金等戻入	618
資産見返補助金等戻入	304
資産見返寄附金戻入	72
資産見返物品受贈額戻入	38
臨時利益	0
純利益	11
目的積立金取崩益	0
総利益	11

※損益が均衡しない理由

会計制度上、国からの承継資産、借入金及び自己収入等により取得した資産にかかる減価償却費が資産見返戻入（収益）の対象とならないこと、借入金にかかる債務償還経費の元金が費用対象とならないことにより、収支不均衡となる。

3. 資金計画

平成30年度 資金計画

(単位：百万円)

資金支出	36,036
業務活動による支出	29,809
投資活動による支出	2,761
財務活動による支出	1,627
翌年度への繰越金	1,839
資金収入	36,036
業務活動による収入	32,938
運営費交付金による収入	9,695
授業料, 入学金及び検定料による収入	2,966
附属病院収入	17,333
受託研究等収入	1,096
補助金等収入	188
寄附金収入	564
その他の収入	1,096
投資活動による収入	183
施設費による収入	176
その他の収入	7
財務活動による収入	670
前年度よりの繰越金	2,245

(別表)

学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

人文学部 (H28募集停止)	人間文化学科 国際社会コミュニケーション学科 社会経済学科 (学科共通) 3年次編入学	94人 83人 98人 10人
人文社会科学部	人文社会科学科 3年次編入学	825人 10人
教育学部	学校教育教員養成課程 (うち教員養成に係る分野520人)	520人
理学部 (H29募集停止)	理学科 応用理学科 (学科共通) 3年次編入学	255人 255人 20人
理工学部	数学物理学科 情報科学科 生物科学科 化学生命理工学科 地球環境防災学科	110人 60人 90人 140人 80人
医学部	医学科 2年次編入学 (うち医師養成に係る分野685人) 看護学科 3年次編入学	660人 25人 240人 20人
農学部 (H28募集停止)	農学科	170人
農林海洋科学部	農林資源環境科学科 農芸化学科 海洋資源科学科	270人 135人 195人
地域協働学部	地域協働学科	240人
総合人間自然科学研究科	人文社会科学専攻 (うち修士課程20人) 教育学専攻 (うち修士課程42人) 理学専攻 (うち修士課程150人) 医科学専攻 (うち修士課程30人) 看護学専攻 (うち修士課程24人) 農学専攻 (うち修士課程118人) 教職実践高度化専攻 (うち専門職学位課程15人) 応用自然科学専攻 (D) (うち博士課程18人) 医学専攻 (D) (うち博士課程120人) 黒潮圏総合科学専攻 (D) (うち博士課程18人)	20人 42人 150人 30人 24人 118人 15人 18人 120人 18人
教育学部附属小学校	678人 学級数 21	
教育学部附属中学校	420人 学級数 12	
教育学部附属特別支援学校	60人 学級数 9	
教育学部附属幼稚園	124人 学級数 5	

(注) 右欄の人数は、平成30年度における学生収容定員を示す。